

## 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外 1 件について

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案を依頼する議案及び東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を制定する議案を付議する。

## 記

## 1 改正内容

## (1) 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

「都立高校改革推進計画 新実施計画」に基づき、高等学校を設置するため、別表（第 2 条関係）中、3 高等学校の項に次のとおり名称及び位置を定める。

名 称	位 置
東京都立立川緑高等学校	立川市錦町六丁目三番一号

## (2) 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

「都立高校改革推進計画 新実施計画」に基づき、高等学校を設置するため、別表（第 3 条関係）中、1 高等学校の項に次のとおり名称、課程及び学科を定める。

名 称	課 程	学 科
東京都立立川緑高等学校	定時制	総合学科

## 2 都議会に付議する時期（条例関係）

令和 6 年第 3 回東京都議会定例会

## 3 施行期日

- (1) 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例は、公布の日から施行する。  
 (2) 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則は、公布の日から施行する。

## 4 その他

- (1) 学校概要は別紙のとおり。  
 (2) 本案決定後、条例については知事に立案を依頼する。  
 (3) 本案決定後、規則についての公報掲載を知事に依頼する。

# 立川緑高等学校の概要

都立高校改革推進計画新実施計画に基づき、令和7年4月に立川緑高等学校を設置する。

## 1 設置目的

不登校生徒の増大や多様化する生徒のニーズに応じていくため、新たなチャレンジスクール※を設置する（多摩地域初）。

※ 不登校や中途退学を経験した生徒が自分の目標を見付けチャレンジする学校。現在6校設置

## 2 学校規模等

課程・学科等 定時制課程（午前部、午後部、夜間部）・単位制・総合学科  
3つの系列を設け系列ごとに選択科目を設置（系列名称は予定）  
〔生活・文化系列〕  
〔アート・デザイン系列〕  
〔人文・自然系列〕

学校規模(予定) 1学年6学級（午前部2学級、午後部2学級、夜間部2学級）  
全24学級 720人

## 3 開校予定年月日

令和7年4月1日開校

## 4 設置場所

東京都立川市錦町六丁目3番1号  
（旧多摩教育センター跡地）

## 5 スクールミッション

地域や関係機関との連携を密に、多様で柔軟な教育活動を展開し、生徒が学ぶ楽しさや意義を見出します。

生徒の個性・居場所・自立を大切にしたキャリア教育を推進し、生徒が自信や意欲を身に付け、社会の一員として自らの力で未来を創り出すことができるよう育成します。

## 6 学校の主な特色

- 学びを支える様々な仕組みを活用し、生徒が安心して学べる環境を提供するなど、「私らしく学べる」環境を整え、自立を支援します。
- 生徒が、社会の中で他者と協力し合いながら生きていけるよう、コミュニケーション能力の育成などを図ります。
- 生徒が自分の興味・関心に合わせて自由に学ぶことができるよう、総合学科高校の特徴を生かした、様々な選択科目を設置します。
- ボランティア活動やインターンシップなど「学校外の学修」を単位認定につなげ、生徒の体験的な活動の成果を幅広く評価します。

## 7 施設計画

(1) 敷地面積 9,028.59㎡

(2) 建物概要

校舎棟 延べ床面積 13,926.50㎡  
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地下2階地上3階建て

第二百五十七号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼について  
東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案について、次のように知事に依頼する。

令和六年七月二十五日

東京都教育委員会

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例  
東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中

「	同	立川高等学校	同	錦町二丁目十三番五号	を
---	---	--------	---	------------	---

「	同	立川高等学校	同	錦町二丁目十三番五号	に改める。
	同	立川緑高等学校	同	錦町六丁目三番一号	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高等学校教育の振興を図るため、東京都立立川緑高等学校を設置する必要がある。

改正案		現行	
<p>第一条から第三条まで (現行のとおり)</p> <p>別表(第二条関係)</p> <p>一及び二 (現行のとおり)</p> <p>三 高等学校</p>			
<p>名 称</p> <p>東京都立一橋高等学校から同砂川高等学校まで</p> <p>同 立川高等学校</p> <p>同 立川緑高等学校</p> <p>同武蔵高等学校から同小笠原高等学校まで</p>		<p>位 置</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>同 錦町二丁目十三番五号</p> <p>同 錦町六丁目三番一号</p> <p>(現行のとおり)</p>	
<p>四及び五 (現行のとおり)</p>			
<p>名 称</p> <p>東京都立一橋高等学校から同砂川高等学校まで</p> <p>同 立川高等学校</p> <p>同武蔵高等学校から同小笠原高等学校まで</p>		<p>位 置</p> <p>(略)</p> <p>同 錦町二丁目十三番五号</p> <p>(略)</p>	
<p>四及び五 (略)</p>			

第二百五十八号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について  
東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公布する。

令和六年七月二十五日

東京都教育委員会

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年 月 日

東京都教育委員会



●東京都教育委員会規則第 号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中

「同 立川高等学校

全日制  
定時制

普通科、  
創造理数科  
普通科

を

「同 立川高等学校

全日制  
定時制

普通科、  
創造理数科  
普通科

に

同 立川緑高等学校

全日制  
定時制

普通科  
総合学科

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東京都立立川緑高等学校の設置に伴い、名称、課程及び学科を設定する規定を整備する必要がある。

改正案

現行

第一条から第四条まで（現行のとおり）  
別表（第三条関係）

第一条から第四条まで（略）  
別表（第三条関係）

一 高等学校

一 高等学校

名 称	課 程	学 科
東京都立一橋高等学校から同 砂川高等学校まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）
同 立川高等学校	全日制	普通科、創造理数科
同 立川緑高等学校	定時制	普通科
同武蔵高等学校から同小笠原 高等学校まで	（現行のとおり）	総合学科 （現行のとおり）

二及び三（現行のとおり）

名 称	課 程	学 科
東京都立一橋高等学校から同 砂川高等学校まで	（略）	（略）
同 立川高等学校	全日制	普通科、創造理数科
同武蔵高等学校から同小笠原 高等学校まで	（略）	（略）

二及び三（略）